

議案第5号

沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

沼田市行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星野 稔

## 沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

沼田市行政財産使用料条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

施設区分	使用料（1時間あたり）
ワークブースA	220円
ワークブースB	330円

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。